

令和7年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

令和7年度事業計画

総 括

我が国は、少子高齢化・人口減少、人と人とのつながりの希薄化、地域における支え合いの仕組みの脆弱化、経済的困窮や社会的孤立等の課題に直面しています。このような中、国においては、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指して様々な取り組みが進められています。

一方で、これらの取り組みにおいて多機関連携・共同を担う社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、自治会等、福祉分野の人材不足は深刻であり、多様な福祉人材の確保、養成、定着のための対策が喫緊の課題となっています。

また、突発的な大規模自然災害が全国各地で毎年起きており、被災地の復旧支援には、社会福祉関係者が担う役割が増えるとともに、県域を越えた支援も求められています。これら被災地の復旧・復興支援には、日頃からの備えと多様な主体との連携がますます重要となっています。

このような状況のもと、宮若市社会福祉協議会においても、本年度の諸事業に取り組むこととなります。

なお、5類へ移行された新型コロナウイルス感染症は、今なお感染状況が継続しており、季節性インフルエンザなどの感染症に留意しながら、本会事業活動を着実に実行していくことが必要です。

このためにも、本会理事・監事・評議員及び地域自治会長、民生委員・児童委員、地域の福祉委員各位をはじめ、関係機関・関係団体、さらには、様々なボランティア活動に取り組んでいただいているすべての方のお力添えを望むものです。

1. 法人運営

1 理事会・評議委員会の開催

- ・理事会（6月・8月・10月・2月・3月）に開催予定。
- ・評議員会（6月・3月）に開催予定。

2 監査の実施

- ・四半期ごとの定例監査を実施。

3 役職員研修の開催

- ・福岡県社会福祉協議会主催による社会福祉大会等へ参加する。

4 会議等への参加

- ・関係機関等が開催する会議・運営委員会等へ参加する。

名 称	主 催	参加者
福岡県社会福祉協議会 理事会	福岡県社会福祉協議会	会長
福岡県社会福祉総合基金運営委員会	福岡県社会福祉協議会	会長
地域福祉基金運営委員会	福岡県社会福祉協議会	会長
福岡県福祉人材センター研修事業運営委員会	福岡県社会福祉協議会	会長
福岡県社会福祉大会運営委員会	福岡県社会福祉協議会	会長
福岡県嘉穂・鞍手保健所運営協会 精神保健福祉部会	福岡県 健康増進課	局長
宮若市運賃協議会	宮若市 産業観光課	会長
宮若市公共交通会議	宮若市 産業観光課	会長
宮若市人権擁護連絡協議会	宮若市 保護人権課	会長
宮若市健康づくり推進協議会	宮若市 健康福祉課	会長
宮若市献血推進協議会	宮若市 健康福祉課	会長
宮若市民生児童委員推薦会	宮若市 子育て福祉課 (人権福祉課 予定)	会長 副会長
宮若市交通安全対策協議会	宮若市 総務課	会長
宮若市地域福祉計画策定委員会	宮若市 子育て福祉課 (人権福祉課 予定)	局長
宮若市高齢者福祉推進協議会	宮若市 健康福祉課	局長
宮若市障害者計画・障害福祉計画推進協議会	宮若市 子育て福祉課 (人権福祉課 予定)	局長
宮若市青少年育成市民会議	宮若市 社会教育課	局長
宮若市防犯協会	宮若市 総務課	局長
直鞍地区障がい者等差別解消支援地域協議会	直鞍地区障がい者基幹相談 支援センター かのん	局長
生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議	宮若市 保護人権課	藤本主任

5 研修会等への参加

- ・研修会へ積極的に参加し、資質向上に努める。

2. 地域福祉の推進

1 福祉座談会の開催

- ・ 宮若市役所のまちづくり出前講座へ「地域福祉について」「宮若市社会福祉協議会の事業説明」「心のバリアフリー」の3項目を登録し、地域の多種多様な福祉課題を認識し、住民の主体的な取り組みの必要性について理解を求める。また、社会福祉協議会の事業内容について、関係団体のみならず企業等も含め、多くの方に知っていただく機会を作っていく。

2 福祉委員の設置推進

- ・ 地域福祉の根幹となる見守り体制の強化が求められる本市において、自治会長より推薦された方へ、本会会長より福祉委員（1年任期）を委嘱し、見守り体制の強化を図っていく。

3 福祉会の設置推進

- ・ 安心して住み続けることのできる地域を目指し、自治会での要援護者台帳・ふれあい台帳の整備及び福祉マップの作成を推進しながら地域福祉の推進を図る。自治会によって取り組み内容は様々ではあるが、地域の実態に応じた福祉会の設置推進に努める。

4 福祉委員研修会の開催

- ・ 自治会より推薦された福祉委員及び関係者を対象に福祉委員の役割等についての研修会を実施する。

5 地域福祉研修会の開催

- ・ 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉関係者等を対象とした地域福祉研修会を開催する。

6 福祉映画上映会の開催

- ・ 福祉や介護、医療等の幅広い分野をテーマとした福祉映画上映会を開催し、広く市民の方に福祉課題や社会生活への配慮等について理解を深める機会をつくる。

7 地域歳末・年始事業の推進

- ・ 自治会において年末・年始に実施されている助け合い活動や地域の絆づくりを目的とした事業に対し、歳末たすけあい募金に自治会から協力いただいた金額の80%を上限として助成する。

8 チャリティーイベントの開催

- ・ チャリティーイベントを通じて地域の方々との親睦と交流を深めると共に、チャリティーイベントの収益は本会が実施する地域福祉事業の資金に充て地域福祉の活性化を図る。

3. ボランティア活動の推進

1 ボランティアセンターの運営（ボランティアコーディネートの充実）

- ・ ボランティア活動の総合的な相談に応じ、ボランティア活動を行いたい方とボランティアを受け入れたい方とを調整する。また、ボランティアセンターに登録されている団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。ボランティアの高齢化により会員の減少等が続いている団体等もある為、ボランティア団体の会員増加を図ると共に、新たなボランティアの養成にも取り組んでいく。新型コロナウイルス感染症の影響により、病院や施設等にてボランティアの受け入れが難しい状況であったが、今後は、ボランティアの受け入れ先確保に努めると共に、ボランティア活動センターの先進地視察を行い、本会のセンター運営に活かしていきたい。

2 ボランティア講座の開催

- ・ ニーズに応じた新たなボランティアを養成する。また、既存のボランティアグループにおいて継続が困難な団体等もある為、会員増加を図る為の講座も実施していく。

3 サロンボランティア養成講座の開催

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により自治会主催でのいきいきサロン活動を実施する自治会が減少している為、いきいきサロン活動の担い手を養成することを目的として、サロンボランティア養成講座を実施する。

4 災害ボランティア研修会の開催

- ・ 宮若市や近隣市町村において災害ボランティアセンターの開設が必要になった際、ボランティアセンターの運営に携わっていただくボランティアを養成する。また、市外にて自然災害が発生した際、災害支援ボランティア活動に参加していただけるボランティアの確保にも努める。

5 ボランティア活動の啓発

- ・ 本会広報誌「ほっと」・ホームページ等で、ボランティア活動の紹介やニーズ等を掲載し、ボランティア活動の充実を図る。また、社会福祉センター掲示板の一部をボランティア活動の掲示板として活用し、広く市民へ周知を図る。

6 ボランティア活動保険への加入促進

- ・ 安心してボランティア活動を行っていただくため、ボランティア活動保険への加入促進を図る。（基本タイプ 350 円、天災・地震補償プラン 500 円）

7 ボランティア連絡協議会等の活動支援

- ・ ボランティア連絡協議会等の既存団体の活動を支援していく。

4. 福祉教育の推進

1 福祉教育の支援

- ・ 学校における福祉教育を推進する為、福祉機材の貸出や講師紹介などを行い、本会にて実施できる福祉教育については、積極的に職員を派遣し児童が楽しく積極的に授業へ参加できるよう、内容についても検討していく。

2 車イス体験授業

- ・ 小学校からの依頼により、車イスの使い方や福祉車両の説明等を実施する。

3 わくわくスクールの開催

- ・ 小学生を対象としたわくわくスクールを開催する。夏休み等の休み期間を利用し、高学年・中学年・低学年に分け募集を行い、学年ごとの興味関心を考え体験活動や様々な人との交流を通じて学びを深められる内容で実施する。

4 手話体験講座

- ・ 夏休み期間中、学童保育所を利用している3年生から6年生を対象に、聞こえない方や聞こえにくい方のコミュニケーションの一つである「手話」に興味を持ってもらい、宮若手話の会の協力により手話体験講座を実施する。

5 社会福祉協力校の指定

- ・ 小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心でお互いに助け合い、人権を尊重する心を育成するための授業や活動に対し助成金を助成する。

6 福祉教育教材「ともに生きる」の配布

- ・ 福岡県社会福祉協議会が発行する福祉教育教材「ともに生きる」(小学3年～小学6年対象)を各小学校へ配布し、福祉教育の教材として活用していただく。

7 福祉機材寄贈

- ・ 小学校新1年生の児童を対象に、防犯ブザーを寄贈する。

5. 高齢者の支援

1 寝具洗濯サービスの実施

- ・ 介護認定を受けている方、または65歳以上の同等の方を対象に民生委員等の協力を得て寝具洗濯サービスを実施する。利用者宅へ寝具を受け取り洗濯後に届ける事業者が市内に1業者しかおらず、近年の物価高の影響によりクリーニング代も高騰しているため、利用者負担金の増額等も検討し、事業の継続に努めていく。

2 いきいきサロン活動の推進

- ・自治会主体による地域を拠点とした気軽に集える居場所づくりとして、いきいきサロン活動を推進していく。子供から高齢者を対象とし地域での絆の再構築や閉じこもり防止、介護予防等に大きな役割を果たしている「いきいきサロン活動」の設置推進に努める。新型コロナウイルス感染症の影響によりいきいきサロンの中止や休止した自治会も多く、サロン活動再開に向け自治会と協力していく。

3 ふれあい電話の実施

- ・ボランティアの協力を得て、70歳以上で話し相手が欲しい方を対象に電話による訪問を行い、話し相手をすることで孤立を防ぐ。また、誕生月にお誕生日カードを送付したり、年始に年賀状を送付したりして、利用者との交流を図っており、利用者とボランティアが会って話す機会の提供も実施する。

6. 子育ての支援

1 子育てイベントの開催

- ・核家族化の進展により、身近に子育てについての相談や一時的な育児をお願いする関係性ができておらず、子育てに悩む親が増加している。子育て親子が交流やつながり作りができる場として、子どもと一緒に楽しく参加できるイベントを定期的に実施する。

2 ひとり親家庭等への外出支援

- ・ひとり親家庭が地域で孤立することなく、子どもと楽しく外出できるよう親子等を対象とした外出支援として、福岡ソフトバンクホークス(株)のメセナシートを利用し、みずほ PayPay ドーム福岡での野球観戦へ招待する。

3 子ども食堂の開設

- ・現在、市内にてこども食堂1団体(NPO法人 育ちと学びの応援団が、宮田地区・若宮地区を各月交互に1回 第3土曜日)が実施している。子ども食堂の利用者も多く、関係者が集まる会議でも子ども食堂の回数を増やして欲しいとの意見が多かった。現在実施しているNPOが回数を増やして実施することは難しいため、社協が中心となった子ども食堂を開設しボランティアの協力も得ながら、子どもの居場所や地域住民との交流の場として充実を図る。

4 子育て用品リユース事業

- ・子育て用品のリユースを進める為、子育てが終わり不要となった子育て用品を持ち込んでもらい、必要とされる方が無料で持ち帰ることができる「子育て用品リユースセンター」を社会福祉センター2階の一室にて実施する。

5 子育て連絡会「きらりん」等の活動支援

- ・ 既存の子育て団体の活動を支援する。また、育ちと学びの応援団・スクールソーシャルワーカー・宮若市自立相談支援室・主任児童委員等、子育てに関する相談事業を実施している関係団体等で定期的な会議を開催し、情報の共有を図ると共に児童福祉を推進していく。

7. 障がいを抱える方への支援

1 障がい者サロンの開催

- ・ 障がいを抱えた方が気軽に参加し交流できる場として、ボランティアの協力を得て、毎月第2木曜日に社会福祉センター会議室にて障がい者サロンを開催する。

2 手話サロンの開催

- ・ 聴覚障がいを抱える方の障がいを理解し、交流と社会参加を進める為、宮若手話の会の協力を得て、簡単な日常会話レベルの手話を学ぶサロン活動を、毎月第2・第4火曜日に社会福祉センター会議室にて開催する。

3 ひきこもり支援事業

- ・ ひきこもりになった経緯として病気や失業等が多いといわれるが、学校への不登校からそのままひきこもりになったケースもみられる。義務教育である小中学校での不登校は把握することが出来るが、中学校卒業後の不登校やひきこもりについては把握が困難である。その為、中高年層のひきこもりを予防するためにも、若年層での不登校やひきこもりを防止する必要がある、これを予防するため参加可能なイベントやボランティア活動の機会を数多く設け、少しでも社会参加を促していく。

4 障がい者連絡協議会等の活動支援

- ・ 既存の障がい者団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み、活動の活性化を図る。団体の活動や作業所等の事業を当事者の方へ紹介し、障がいを抱える子を持つ親の悩み等々にも対応できる体制づくりに努める。社会福祉センターの売店業務については、宮若市障がい者連絡協議会へ委託し、雇用創出や社会参加への機会増進へ寄与する。

8. 相談機能の充実

1 弁護士無料法律相談の実施

- ・ 弁護士による無料法律相談を偶数月の第2火曜日午後1時から午後4時までの間、一人あたり30分程度、最大6名までの方を事前予約制で開催する。

2 ひきこもり相談の実施

- ・ 偶数月の第4火曜日午後1時30分から午後4時30分までの間、一般財団法人メンタルケア協会福岡事務所へ依頼し「ひきこもり相談」を実施する。

3 出会いおうえん事業

- ・ 少子化が進む中、非婚・晩婚対策を目的として「出会いおうえん事業」を立ち上げ、結婚を望まれている方に出会いのきっかけとなる婚活イベント等を企画・実施する。

4 フードバンクの運営

- ・ 生活に困窮し今日明日の食べ物の確保が困難な方に対し、関係機関と連携し食料品等を提供する。提供する食料品等は、地域住民の方々や NPO 法人フードバンク福岡、トヨタ自動車九州(株)・豊田合成(株)・トヨタテック福岡(株)等々より定期的に提供していただき事業を運営する。

5 関係機関との連携

- ・ 様々な生活不安等に対する日常的な相談に対しては、随時、本会職員が対応しているが、本会のみでは対応が難しいケースも多々あり、相談に来られた方の自立と安定に向け、宮若市役所自立相談支援室等と連携しながら解決に向けて取り組んでいく。

9. 貸出事業

1 チャイルドシート・ジュニアシートの貸出

- ・ 乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図る為、チャイルドシート 31 台・ジュニアシート 17 台の貸出しを実施する。3 カ月毎 1,000 円の利用料を負担いただき就学前まで更新も可能とする。短期貸出シートについては、貸出期間を 1 カ月以内とし利用料 500 円を負担いただき、更新はできないチャイルドシート 3 台・ジュニアシート 3 台を貸出す。

2 福祉車両の貸出

- ・ 本会で所有しているリフトカー等の福祉車両を必要な方に対し、走行距離に応じた燃料代と車両維持費を負担いただき貸出す。

3 車いすの貸出

- ・ 通院等で一時的に車いすが必要な方へ、車いすを貸出す。ただし、介護保険認定者など、他制度が利用可能な方には、そちらの利用を優先していただく。

4 レクリエーション遊具の貸出

- ・ 地域で開催されているいきいきサロンや、幼稚園・保育園等で行われるレクリエーション活動に対し、レクリエーション遊具を貸出す。

10. 広報啓発活動

1 広報誌の発行

- ・ 市民の声や福祉情報、イベントのお知らせなど、福祉の広報誌として、「ほっと」を年 4 回発行する。また、引き続き音声コード入りの広報誌を発行する。

2 赤い羽根共同募金啓発ポスターの発行

- ・ 赤い羽根共同募金の啓発ポスターを市内中学校に制作を依頼し、ポスターを起用したチラシを市内全戸へ配布する。中学生には制作を通し、市民の方にはチラシを通して赤い羽根共同募金運動の協力や周知に繋げる。

3 ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービスの更新

- ・ ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用し、行事のお知らせや事業の報告などを適宜更新していく。

11. 社会福祉センターの運営

1 宮若市社会福祉センターの運営

- ・ 令和6年4月より令和9年3月末までの期間、宮若市より指定管理を受け、宮若市社会福祉センターの主旨に沿った管理運営を行う。利用者の増加を図るため健康増進のイベントや、しょうぶ湯等の浴場ならではのイベントを実施する。

2 宮若市巡回ふくしバスの運行

- ・ 毎週月、水、金曜日に宮若市巡回ふくしバスを運行する。

12. 受託事業

1 放課後児童健全育成事業の受託（宮若市より）

- ・ 市内4カ所10クラスで小学校全学年を対象として学童保育所の運営を行う。夏休み期間のみ利用する児童の受け入れをしている学童保育所もある為、児童の安全対策等については細心の注意を払い、安心して利用できる学童保育所の運営に努める。

2 高齢者居場所づくり事業の受託（宮若市より）

- ・ 65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とした「高齢者居場所づくり事業」を実施する。利用者の減少が続いている為、事業の周知を図り利用者の増加に努める。

3 宮若市戦没者遺族会事務局の受託（宮若市より）

- ・ 宮若市戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。

4 日常生活自立支援事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）

- ・ 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な為、自分一人での判断や金銭管理などに不安がある方に対し必要なお手伝いをし、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。

5 生活福祉資金貸付事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）

- ・ 福岡県社会福祉協議会から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、相談者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助を実施する。

6 共同募金会宮若市支会事務局の受託（福岡県共同募金会より）

- ・ 福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、10月1日から12月31日までの間、赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動の実施月間において、戸別募金・法人募金・学校募金・募金箱・街頭募金等の様々な方法で募金活動を行う。

7 メセナシート配布事業（福岡ソフトバンクホークス株式会社より）

- ・ 福岡ソフトバンクホークス株式会社より業務を受託し、宮若市内の福祉施設や福祉団体等へメセナシートの利用希望を募り、みずほ PayPay ドーム福岡での野球観戦ができるよう、利用希望の取りまとめ等を行う。